

埼玉県糖尿病相談員 更新についてのお知らせ

更新は基本5年毎に行なわれます。更新に必要な条件は以下のとおりです。

- (1)原則1年に1度行われる埼玉県糖尿病協会主催の CDEL 埼玉更新講習会に参加して(第 1 部の基礎講座と Keyword 講習に参加で 2 点取得)、5年間に合計6点以上の得点がある。
- (2)埼玉県糖尿病協会が認定した講演会やセミナー(ホームページをご参照ください)、日本糖尿病協会 eラーニング(40 コンテンツ 10 単位取得可能/4 コンテンツ 1 単位に換算*修了証は各自で更新時まで保管)等に参加して5年間に計 20 単位以上を取得する。(セミナー、1-3 時間➡1 単位/3-6 時間➡2 単位となります。)

*参加したセミナーでは取得単位自己申告書に参加印を押してもらって下さい。参加印1個で1単位。Web 開催やハイブリッド開催の場合の参加証は各自で更新時まで保管、学会参加の場合も同様。

*更新時に日本糖尿病療養指導士(CDEJ)の資格があれば申請により更新できます。CDEJ の認定証のコピーを提出することで、6点20単位の取得は免除されます。

※点数単位取得出来る、講習会・セミナー等の具体例

- 1.CDEL 埼玉更新講習会(第 1 部の基礎講座と Keyword 講習参加 2 点、第 2 部のグループワーク参加 4 単位)
2. 埼玉糖尿病教育セミナー(半日参加 2 単位 /終日参加 4 単位)
3. 埼玉糖尿病協会医療スタッフ研修会(2 単位)
4. 埼玉糖尿病看護セミナー(2 単位)
5. 利根医療圏ネットワーク (1 単位)
6. 熊谷糖尿病ネットワーク (1 単位)
7. メーカー開催セミナー(1-3 時間 1 単位 /3-6 時間 2 単位)
8. 糖尿病カンバセーションマップトレーニング(4 単位)
9. ウォークラリー参加(2 単位)
10. 無料相談会参加(半日 1 単位 /終日 2 単位)
11. JADEC 年次学術集会(2 単位)
12. 日本糖尿病協会 e ラーニング(4 コンテンツで 1 単位、10 単位まで可)

※ 資格喪失 会則第10条(資格喪失)

認定期間を超過して再申請しない場合は資格を喪失する。埼玉県糖尿病協会、あるいは日本糖尿病協会会員でなくなった場合も資格喪失する。資格保有者として、ふさわしくない言動があった場合は、埼玉県糖尿病相談員認定委員会が調査委員会を設立し資格継続の可否を判定する。

※ 会則 9 条(資格更新)の 1 部変更

5 年で更新できない場合、3 年間の期間延長を認める。

(更新の基本期間は 5 年とし、なるべく 5 年で更新出来るように点数と単位の取得をお願い致します。)

※ ID カードの、再発行手数料は 6,000 円となります。(紛失にご注意下さい。)

※ 管理ソフト(メネルジアサイト)への登録のお願い

下記の URL 若しくは QR コードより、各自で管理ソフトへの登録をお願い致します。登録を進めていきますとメネルジアサイトより登録承認のメールが届きますので、パスワードを設定して登録を完了させて下さい。その際、アドレスとパスワードをお控え頂き、お忘れなきようお願い致します。

<https://member.menergia.jp/registrations/01J3Y8YBBQ313NF2X7DQTDP5XK>



登録に関するお問い合わせは、keronao527@gmail.com 埼玉県糖尿病協会 事務局 稲川までお願い致します。

(付記)埼玉県糖尿病相談員に関する会則はホームページをご覧ください。

<http://saitokyo.com/contact.html>

埼玉県糖尿病協会モバイルサイトへは下記の QR コードをご利用下さい。



お問い合わせ先➡埼玉県糖尿病協会 事務局 (受付時間 毎週金曜日 10 時～13 時) **080-2382-4630**